

生活保護のしおり（概要版）

1 生活保護制度の目的

生活保護は、憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度で、病気や身体の障害、思いがけない事故など、いろいろな事情により生活に困っているすべての国民に対し、国が困窮に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的としています。

2 生活保護の種類

- (1) 生活扶助 食費・衣服費・光熱水費など
- (2) 住宅扶助 家賃・地代・敷金・修理費など
- (3) 教育扶助 義務教育にかかる学用品代・給食費など
- (4) 介護扶助 介護を受けるための費用など
- (5) 医療扶助 病気やけがの治療にかかる医療費など
- (6) 出産扶助 お産のための費用
- (7) 生業扶助 自立のための技能修得の費用、就職のための費用、高等学校などの就学の費用
- (8) 葬祭扶助 葬式のための費用
(葬祭を行う方や状況により支給の要件が異なります。)
- (9) その他臨時的なもので国が認めたもの

3 生活保護の原理・原則

(1) 生活保護の補足性の原則

生活保護は、生活に困窮されている方が持っている資産、能力その他あらゆるものを生活を維持するために活用しても、国が定める最低基準の生活を維持することができない場合に行われます。

(2) 世帯単位原則

生活保護は、世帯を単位として行います。

したがって、同じ家で暮らしている方全員の資産や収入（働いた収入、年金収入など）を全部足しても国が定めた最低基準に満たない場合に、生活保護の対象となります。

(3) 基準及び程度の原則

生活保護は、世帯員（同じ家で暮らしている方）全員の現金や預貯金等の資産、収入（働いた収入や年金収入など）を足しても国が定めた最低基準に不足している場合、不足している分をお支払いします。

4 保護費の計算方法について

・事例

最低生活費 10 万円（生活扶助（A） 6 万円＋住宅扶助（B） 3 万円＋教育扶助（C） 1 万円）＋介護扶助（D）＋医療扶助（E）、収入は 5 万円の場合

・保護費の計算

最低生活費 10 万円－収入 5 万円＝ 5 万円（保護費＝支払われる生活保護のお金）

最低生活費（例）		世帯の収入（例）	
生活扶助（A）	} 6万円	収入（給料・年金など）	} 5万円
住宅扶助（B）		保護費	
教育扶助（C）		介護費	} 医療費・介護費は、福祉事務所が医療・介護 機関に直接 支払います。
介護扶助（D）	医療費		
医療扶助（E）			

5 留意点

- （1）生活保護を申請するには、原則として、世帯員の方全員（同じ家で暮らしている方全員）の生活保護を申請するという意思が必要です。
- （2）生活保護は、世帯員の方全員（同じ家で暮らしている方全員）の収入や預貯金等の資産を全部足しても国が定めた最低基準に満たない場合に、生活保護の対象となり、お支払いする金額を決定します。
ただし、ご家族の方（婚姻関係にある方も含む）が長期入院をしていたり、お仕事や学校のため家から離れて暮らしている場合等実際は一緒に暮らしていなくても、同じ家で暮らしている場合と同じ扱いをすることがあります。
詳しくは、面接相談員にお尋ねください。
- （3）生活保護の申請をされた場合は、申請があった日の翌日から 14 日以内に決定か却下（生活保護の対象ではない決定）の通知を行います。
ただし、調査に時間がかかる場合等に決定か却下の通知が 30 日まで延びることがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 急迫している状況にある場合は、この限りではなく、速やかに生活保護を決定する場合があります。
- （4）生活保護の申請をされた場合は、担当員が原則として 1 週間以内にご自宅を訪問させていただきますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- （5）生活保護の申請をされた後、決定に必要な書類の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。